

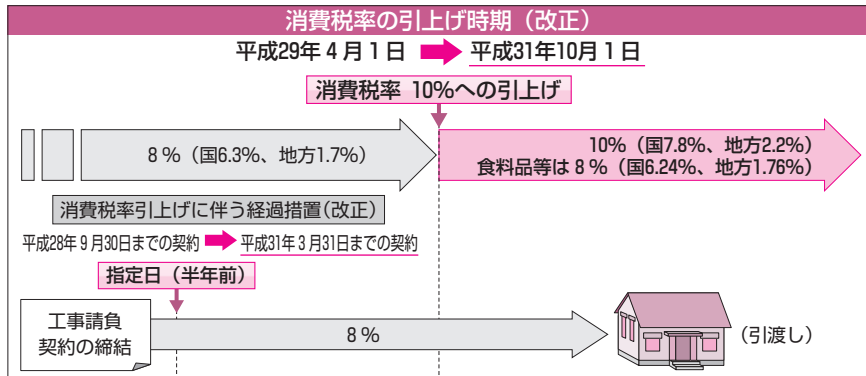
I

消費税率引上げ時期

1 消費税率10%（国・地方）への引上げ時期の変更等

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」について、次の措置が講じられます。

①	平成29年4月1日とされていた消費税率10%（国税部分7.8%・地方税部分2.2%）への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。
②	消費税率の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、平成28年10月1日とされていた請負工事等に係る適用税率の経過措置(注)の指定日を平成31年4月1日とする等の改正を行う。



（注）請負工事等に係る適用税率の経過措置

消費税の納税義務は、取引の目的物の引渡し等があった時に発生するため、消費税率10%への引上げ日以後に引渡し等が行われた場合には、原則として、10%が適用されます。しかし、例えば、住宅工事などの請負については、契約から目的物の引渡しまでの期間が長期間に及ぶものも多く、途中で契約金額の改定を行うことが困難であることを考慮し、指定日（消費税率10%への引上げ日の半年前）の前日までに契約を締結している場合には、その引渡し日消費税率10%への引上げ日以後となる場合でも8%を適用する経過措置が設けられています。

2 消費税率10%（国・地方）への引上げ時期の変更等に伴う措置

平成29年4月1日とされていた、飲食料品等の譲渡等に係る消費税率を8%（国・地方）とする消費税の軽減税率制度の導入時期が、平成31年10月1日に変更されます。

あわせて、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入時期や、税額計算の特例の導入時期等、その他関係する法整備についても、次の①～⑥のとおり変更されます。

なお、システムの整備が間に合わない場合を想定して、中小事業者以外の事業者についても、税額計算の特例が1年間適用可能とされていましたが、軽減税率制度の導入時期の変更を受けて、この特例は措置しないこととされます（下記②③表の「適用対象」「中小事業者以外の事業者」参照）。

中小事業者	基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者
中小事業者以外の事業者	基準期間における課税売上高が5,000万円超の事業者

① 消費税の軽減税率制度等の導入時期の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
消費税の軽減税率制度導入時期	平成29年4月1日	2 年 半 延 期	平成31年10月1日
適格請求書等保存方式の導入	平成33年4月1日		平成35年10月1日
適格請求書発行事業者の登録申請受付開始	平成31年4月1日		平成33年10月1日

② 売上税額の計算の特例の導入時期の変更等

平成28年【3月】改正			平成28年【秋】改正	
● 売上税額の計算の特例の一覧				
区分	① 課税仕入れ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減仕入れ割合の特例】	② ①以外の事業者 【軽減売上割合の特例】		③ ①・②で使用する割合の計算が困難な事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る課税売上上げ（税込み）に小売等軽減仕入れ割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。 小売等軽減仕入れ割合 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税仕入れ（税込み） ＝ 卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）	課税売上上げ（税込み）に軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税売上上げ（税込み）とし、売上税額を計算する。 軽減売上割合 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上上げ（税込み） ＝ 通常の連続する10営業日の課税売上上げ（税込み）		①・②の計算において使用する割合に代えて 50% を使用して、売上税額を計算する。 （注）主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象。
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 「平成29年4月1日」から「平成33年3月31日」までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		「平成31年10月1日」から「平成35年9月30日」までの期間（注）	
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 「平成29年4月1日」から「平成30年3月31日」の属する課税期間の末日」までの期間		措置なし（廃止）	

（注）【3月】改正も【秋】改正も、事業年度とは関係しない、1つの定まった期間です。

③ 仕入税額の計算の特例の適用時期の変更等

平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
● 仕入税額の計算の特例の一覧		
区分	① 課税売上げ(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者 【小売等軽減売上割合の特例】	② ①以外の事業者 【簡易課税制度の届出の特例、準用する特例】
内容	卸売業・小売業に係る課税仕入れ(税込み)に小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の課税仕入れ(税込み)とし、仕入税額を計算する。 小売等軽減売上割合 $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み)}}{\text{卸売業・小売業に係る課税売上げ(税込み)}}$	● 中小事業者 簡易課税制度を適用する旨の届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる。
	● 中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた計算を行う旨の届出書を提出した場合、当該届出書を提出した課税期間について簡易課税制度に準じた方法により仕入税額を計算できる。	措置なし(廃止)
適用対象	中小事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 【平成29年4月1日】から【平成30年3月31日】の属する課税期間の末日 までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	「平成31年10月1日」から「平成32年9月30日」の属する課税期間の末日 までの期間
	中小事業者以外の事業者： 以下の期間において行った課税仕入れ 【平成29年4月1日】から【平成30年3月31日】の属する課税期間の末日 までの期間	「平成31年10月1日」から「平成32年9月30日」までの日 の属する課税期間 措置なし(廃止)

(②、③の図表は、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」(国税庁消費税軽減税率制度対応室)を基に加工)

④ 免税事業者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置の適用期間の変更

事業者が国内において免税事業者から行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に一定割合を乗じた額を仕入税額として控除する経過措置の適用期間が、次のとおり変更されます。

また、免税事業者が平成35年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に事業者免税点制度を適用しないこととする期間は、登録日からその課税期間の末日までの間とされます。

◆免税事業者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置の適用期間の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
80%仕入税額控除の適用期間	平成33年4月1日から平成36年3月31日までの期間	2 年 半 延 期	平成35年10月1日から平成38年9月30日までの期間
50%仕入税額控除の適用期間	平成36年4月1日から平成39年3月31日までの期間		平成38年10月1日から平成41年9月30日までの期間

⑤ 財源確保

消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置を講ずる時期が、平成30年度末までとされます。

◆財源確保の猶予期間の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
安定的な財源を確保するための法制上の措置を講ずる時期	平成28年度末まで	2 年 延 期	平成30年度末まで

⑥ 消費税の転嫁対策等

消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）の適用期限（平成30年9月30日）が、平成33年3月31日まで延長され、引き続き消費税の円滑かつ適切な転嫁に向けて万全な対応を進めることとされます。この中で、消費者の利便性の確保の観点から総額表示義務が導入された経緯に留意しつつ、事業者の事務負担への配慮等の観点から、総額表示義務の特例^(注)についても延長されます。

(注) **総額表示義務の特例**……現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない）という特例です。

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		平29.4(導入) ← 改正	← 4年間 →	平33.4 ↓ 改正	平36.4 ↓ 改正	平39.4 ↓ 改正
		平31.10(導入)		平35.10	平38.10	平41.10
		現行制度	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式		
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれかを選択		
	請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可		
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可		
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)		
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可					
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算(4年間) ^(注1)			
	仕入税額の計算の特例		軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間)			
	簡易課税	現行どおり	見直し			
			簡易課税の事後選択(1年間) ^(注2)			
検証		検証		検証		

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

平成28年[秋]改正で廃止

(平成28年度税制改正) 参考資料②-1 「軽減税率制度の導入」(財務省資料)を基に加工